

## 随意契約及び比較見積省略理由書

工事名：一般府道 東鳥取南海線 自然田歩道橋 耐震補強工事（R5）  
工事場所：阪南市自然田地内

本件工事は、一般府道 東鳥取南海線を跨ぐ自然田歩道橋の耐震補強を実施するものである。

当該歩道橋架設箇所は、広域緊急交通路である阪和自動車道阪南 IC への唯一のアクセス道路であるため、南海トラフ大地震等の大災害により、当該歩道橋が落橋した場合には、阪和自動車道へのアクセスが不能となり迅速な復旧に支障をきたすものである。

このため、早急に当該歩道橋の耐震補強を実施し、災害時にも通行機能を確保する必要がある。

本件工事は当初、一般府道 東鳥取南海線 自然田歩道橋 耐震補強工事として、一般競争入札において令和4年11月25日に公告を行い、令和4年12月16日に開札したが、全者が最低制限価格未満の入札であったため、一般府道 東鳥取南海線 自然田歩道橋 耐震補強工事（その2）として再度入札を実施し、令和5年2月27日に開札した。しかし再度の入札においても全者が最低制限価格未満の入札であったため、取止めとなった。

再度の入札では、1者のみが入札書を提出しており、この価格は、今回の入札に際して設定されたランダム係数処理による最低制限価格は下回ったものの、ランダム係数の処理による最低制限価格が設定される範囲内にあることから、みだりにダンピングしていないことが確認できる。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき）に基づき、上記2回の入札において入札書を提出した唯一の業者である株式会社 阪南工務店と随意契約を行うものである。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第13号（再度の入札又は公開見積合せに付し落札者又は採用者がいないもの）の規定により、比較見積を省略する。